

## ○御嵩町低入札価格調査制度実施要領

平成15年10月20日

訓令甲第22号

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）の契約の締結をする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定による入札を実施するに当たり、当該契約の内容に適合した履行の可否の調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29訓令甲6・一部改正)

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下、「対象工事」という。）は、予定価格が1,000万円を超える建設工事とする。

(平29訓令甲6・一部改正)

(調査基準価格)

第3条 調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、町長が別に定める基準により算定する価格とする。

2 対象工事に係る競争入札を執行するときは、予定価格を記載した書面に調査基準価格を記載するものとし、当該競争入札が指名競争入札の場合には入札執行通知書に、一般競争入札の場合には入札公告に当該工事がこの要領に基づく対象工事である旨を記載するものとする。

(平29訓令甲6・一部改正)

(入札の執行)

第4条 町長は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札があった場合は、入札者に対して低入札価格調査を実施する旨を宣言するとともに、その実施をした上で落札者を決定し、後日通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

(平29訓令甲6・一部改正)

(低入札価格調査の実施)

第5条 町長は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札したもの（以下「最低価格入札者」という。）が調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、契約担当者及び工事担当者に、次に掲げる事項について、その者からの事情聴取を行わせるとともに、関係機関への照会等により低入札価格調査を行うよう指示するものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の内訳書を提出させるものとする。）
- (2) 対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 対象工事施工場所付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及びその購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した工事の成績状況
- (10) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）
- (11) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状況
- (12) その他必要な事項

（平29訓令甲6・一部改正）

（契約審査委員会の審査）

第6条 町長は、前条の低入札価格調査を行った場合は、その結果及び意見を記載した書面を作成し、御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）第1条に規定する契約審査委員会をいう。次条において「委員会」という。）にその内容について審査及び意見を求めるものとする。

（平16訓令甲24・平20訓令甲1・平29訓令甲6・一部改正）

（審査結果及び意見の報告）

第7条 委員会は、前条の審査を行い、その結果及び意見を速やかに町長に書面により報告するものとする。

（平29訓令甲6・一部改正）

（落札者の決定等）

第8条 町長は、前条の規定による報告に基づき、その価格をもって契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とする旨を、直ちに当該最低価格入札者その他の入札者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による報告に基づき、その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、最低価格入札者に対しては落札者としないう旨を、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨をそれぞれ通知するものとする。

3 第5条から前項までの規定は、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合について準用する。

（平20訓令甲1・平29訓令甲6・一部改正）

（雑則）

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年11月1日から施行し、同日以後に入札執行通知又は入札公告する競争入札から適用する。

附 則（平成16年訓令甲第24号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年訓令甲第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札執行通知又は入札公告をする競争入札から適用する。